

現行の訓練基準・認定基準について

現行制度における訓練・認定について

- 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の訓練基準については、身体障害者補助犬法施行規則の第1条(盲導犬)、第2条(介助犬)、第3条(聴導犬)において、以下のような内容を定めている。
 - ・基礎訓練、歩行誘導や介助・聴覚動作の訓練、使用予定者との合同訓練の実施
 - ・使用予定者の障害の状況等を踏まえた訓練計画の作成、使用予定者と訓練犬との適合性評価の早期実施
 - ・訓練計画の作成、適合性の評価、各訓練の実施における専門的な知識を有する者等との連携・協力の確保
 - ・補助犬の状況を使用者から定期的に報告を求め、その状況に応じた追加訓練等を実施
- 指定法人が実施する介助犬、聴導犬の認定に関する手続きや基準については、身体障害者補助犬法施行規則の第8条から第11条にかけて、以下のような内容を定めている。
 - ・使用者と訓練事業者は、身体障害者手帳、訓練記録、専門職の評価等の記録を添付して指定法人に対して申請
 - ・専門職等の審査委員会で、使用予定者を同伴の上、屋内や施設等で各種動作の確認の上、認定を実施。
 - ・認定した補助犬の状況を使用者から定期的に報告させ、必要に応じ検証実施。検証の結果、能力が欠く場合は認定取消。
- 上記の他、平成14年に開催された「介助犬の訓練基準に関する検討会」、「聴導犬の訓練基準に関する検討会」、「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会」の報告書において、補助犬の訓練基準や認定基準がより詳しく定められており、周知しているところ。
- なお、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、盲導犬訓練施設(訓練事業者)は社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に該当し、都道府県は同法に基づき必要な報告を求めたり調査を実施することができる。
- また、介助犬・聴導犬の認定を行う法人は身体障害者補助犬法に基づき、申請により厚生労働大臣が指定している。厚生労働省は必要があると認められる場合は、事業の実施状況の報告や改善を求めたりすることができる。
 - ※ 盲導犬の認定については、当分の間、補助犬法の規定は適用されないため、認定を行う法人は、道路交通法に基づき、国家公安委員会が指定している。

【訓練事業所における論点】

- 訓練事業所の体制(職員の体制、訓練士の要件・経験年数等)は適切か。
- 実施訓練内容の向上のため、訓練事業所同士の連携は適切か。
- 訓練事業は、使用者のニーズを踏まえたものになっているか。
- 適性評価は、関係者の協力のもと、適切に行われているか。
- 訓練記録等は文書化されているか。
- 公共の場での訓練が適切に行えているか。
- 認定後のフォローアップは適切か。
- 補助犬の引退を考慮した使用期間が検討されているか。
- 届け出等の適正な事業運営ができるような体制になっているか。

【指定法人における論点】

- 訓練事業者が指定法人を兼ねる場合の透明性が確保されているか。
- 認定基準や認定審査会は適切に運用されているか。

現行の訓練基準等と訓練に関する課題等の比較①

現行の訓練基準等	H30推進事業で指摘されている現状と課題	前回検討会(H31.4.26)で指摘された意見
【訓練事業所の体制等について】		
○ 訓練者の要件として、犬の飼育管理、訓練を適正に行うための必要な知識・技術、障害特性に関する基礎知識等を規定している。 ○ 国立障害者リハビリテーションセンターでは、身体障害者補助犬の訓練者等に対する研修会を実施している。	○ 訓練事業者の職員体制、訓練士の経験年数、認定頭数等に差があり、訓練に係るノウハウや経験の蓄積に差がある可能性。	○ 訓練事業では、障害福祉サービスの自立訓練と同じような訓練をしているが、異なる枠組みでされていることに違和感がある。 ○ 補助犬は個別性が高いところがあるが、個別性の対応を十分に損なわれないような基準を作成するのが課題。
【訓練事業所間の連携】		
○ 基礎訓練、介助(聴導)動作訓練、合同訓練の内容として、実施するべきものやその日数の目安を規定。	○ 訓練事業者相互の情報共有が不足しており、情報共有の気運も消極的、他の訓練事業所での訓練方法等についての情報も不足。	○ 他団体の専門職との連携も不明で、共通認識で認定が実施しているか確認すべき。 ○ 訓練や認定の実施状況について、指定法人や訓練事業所間の情報共有以外に、一般の方に向けての見える化も必要。
【ニーズを踏まえた支援】		
○ 動作訓練は、専門職との協力体制によって使用者の障害とニーズに基づいて作成された訓練計画により行う。	○ 補助犬の使用希望者のニーズのアセスメントについて積極的ではなく、あくまでも犬の訓練に注力する訓練事業者も存在する。	○ 訓練の実施方法のみならず、利用基準も訓練事業者の意見が強く反映されている。 ○ 使用希望者は補助犬によりどのような生活、社会参加をするかという視点が不足。 ○ 使用者と事業所の連携が不十分。使用側のニーズが伝わらないと、実働数も増えない。

現行の訓練基準等と訓練に関する課題等の比較②

現行の訓練基準等	H30推進事業で指摘されている現状と課題	前回検討会(H31.4.26)で指摘された意見
【適性評価の実施、関係者との協力】		
○ 候補犬や使用者の適正評価については、育成団体だけではなく、内容に応じ、専門的知識を有する者と共同で実施することとしている。 ○ 補助犬育成団体は、必要に応じて、地域の障害関係施設、福祉関係者、ボランティア等の協力体制を確保。	○ 適性評価に関しては、早い段階から実施されているが、医療機関等に敷居の高さを感じている訓練事業者もあり、医療・福祉専門職による専門的な評価等といった協力を得ることができない。	○ 訓練方法や犬の選択についても普及につながると考えるが、犬の適正についてもつなげて検討する必要がある。 ○ 訓練事業所が地域の当事者団体と協力・連携する取り組みを広げるべき。
【記録や利用手続きの文書化】		
○ 訓練については訓練記録を作成、保管することとしている。	○ 適正評価、訓練、フォローアップ記録などの文書化が進んでいない場合や、使用者との契約手続きがなされていない場合がある。	—
【公共の場における訓練】		
○ 訓練者は周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。	○ 訓練事業者によっては公共の場での訓練を事前許可を得ることなく実施している事例も確認され、トラブル等が起きた場合の影響が懸念。	—

現行の訓練基準等と訓練に関する課題等の比較③

現行の訓練基準等	H30推進事業で指摘されている現状と課題	前回検討会(H31.4.26)で指摘された意見
【引き渡し後のフォローアップ】		
○ 引き渡し後の継続的な訓練・指導として、ニーズや環境の変化に応じた訓練等を実施。 ○ 1年に1回は、使用者から状況報告を求め、必要に応じて自宅を訪問する等により継続的な指導を実施。	○ フォローアップの内容についても訓練事業所間で差が生じており、利用者から連絡があった場合のみ対応している事業所も確認された。	—
【補助犬の使用期間】		
○ 犬の引き渡し後における訓練事業所のフォローアップの一つとして、犬のリタイア時期及びリタイア後の対応についての相談・指導がある。	○ 補助犬の上限年齢の設定も、必ずしも設定されておらず、利用者の安全確保や動物愛護の観点から課題があると考えられた。	○ 希望者のケースによっては、実際の使用に至るまで一定の時間を要するケースもあることから、円滑に利用できるようにするため、マッチングや利用期間等に関する一人一人の長期的な計画書を策定すべき。
【適正な運営の担保】		
○ 社会福祉法の規定に基づき、各都道府県は訓練事業者に対して必要な報告を求めたり調査等を実施。	○ 訓練事業者の届出をしても活動がない事業者や、訓練対象に応じた届出がなされていない事例もある。	—

現行の認定基準等と認定に関する課題等の比較

現行の認定基準等	H30推進事業で指摘されている現状と課題	前回検討会（H31.4.26）で指摘された意見
【訓練事業者と指定法人の兼務】		
○ 法律上、兼ねることは可能。平成14年の検討会で、認定は、実際に訓練を行った事業者とは別主体が行うのが望ましいとする意見もあった。	○ 訓練事業者と指定法人を兼ねている場合において、特に認定頭数が多い傾向が見られた。	—
【認定基準、認定審査会】		
○ 書面審査を経て、使用者の指示により、基本動作を実地検証し、聴導・介助動作についても使用者のニーズに応じた動作が行えることを確認。 ○ 検証等は法人内だけでなく、日程・配慮事項等を事前に調整し、公共の場でも実施する。 ○ 基本動作等の検証等は、訓練者（当事者は除く）、獣医師、医師、専門職等で構成された審査員会で実施。	○ 認定審査会の1回当たりの審査件数や審査に要する時間が認定法人によって異なる。認定基準についてもばらついている可能性があり、指定法人によっては十分な検証等がなされないうちに認定されている可能性がある。	○ 指定法人に関わる専門職が選ばれる基準や、専門職も審査会の中で認定の基準が理解できているのか。 ○ 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である訓練事業所に対する運営指導等はある程度実施しやすいが、訓練事業と認定事業を兼ねた事業所については、認定の部分まで踏み込めない。

その他、事業所等における受入の課題で前回指摘されたもの

- 施設の円滑利用のために、身体障害者補助犬法の改正により、現事業所等の受け入れ義務の強化が必要ではないか。
- 受け入れの拒否が非常に多いのは、衛生管理、行動管理という部分も1つ理由にあるのではないか
- ユニバーサルデザイン2020行動計画など、政府の各種ガイドラインでも事業者や社会における身体障害者補助犬の受け入れについて触れられているが、そのためにも補助犬の質を担保していくことが重要。
- 頭数を増やすだけでなく、健康面を確保しないと動物愛護の観点のみならず、事故等にもつながり使用時にリスクが生じる。